

食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

ワーキンググループ

(第6回) 議事録

1. 日時 令和元年11月28日(木) 9:55～10:16

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員等紹介
- (2) ワーキンググループの運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、赤松専門委員、穂山専門委員、安達専門委員、伊藤専門委員、
海老澤専門委員、斎藤専門委員、手島専門委員、中村専門委員
森山専門委員

(専門参考人)

宇理須専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、堀口委員

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、中山評価第一課長、入江評価技術企画推進室長、
林課長補佐、磯村係長、太田技術参与

5. 配布資料

- 資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年7月1日食品安全委員会決定)
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年7月1日食

品安全委員会決定)」に係る確認書について

資料 1－4 アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループの設置について（平成 29 年 9 月 26 日食品安全委員会決定）

6. 議事内容

○入江評価技術企画推進室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 6 回「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を開催いたします。

先生方にはお忙しい中、また、お足元の悪い中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

10 月 1 日付をもちまして、各専門調査会、ワーキンググループの専門委員の選任が行われました。本日は専門委員選任後の最初の会合に当たります。

座長が選出されるまでの間、私、食品安全委員会事務局評価技術企画推進室長の入江が議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

お手元の一番上の議事次第をごらんください。

本日は 10 名の専門委員が御出席でございます。また、専門参考人として宇理須先生に御出席いただいております。食品安全委員会からは 3 名の委員が出席の予定でございます。

初めに、食品安全委員会佐藤委員長より御挨拶いたします。

○佐藤委員長 おはようございます。

佐藤でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾くださりまして、どうもありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げたいと思います。

ここから座って失礼します。

既に、安倍内閣総理大臣から令和元年 10 月 1 日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思います。

専門委員の先生方が所属される専門調査会、あるいはワーキンググループについては、委員長が指名するということになってございますので、先生方を「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」に所属する専門委員として指名させていただきました。

先生方も御承知のとおり、我が国では特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から、平成 13 年より容器包装された加工食品等に特定の原材料を使用した旨の表示を義務化、または推奨ということをしております。

本制度が完全施行されてから本年で 15 年が経過し、特に義務表示については、諸外国からも高く評価されていると聞いております。

一方で、国民の約 2 人に 1 人が食物アレルギーを含むアレルギー疾患に罹患しているとも言われており、その患者数は近年増加傾向にあります。

このような状況に鑑み、総合的なアレルギー疾患対策を推進するために、平成 26 年にアレルギー疾患対策基本法が制定されたところであります。

食品安全委員会としても、このような状況を踏まえ、現在のアレルゲン表示等について、科学的検証を実施することが重要であると考え、平成27年度、食品安全委員会がみずからの発意でアレルゲンを含む食品について、食品健康影響評価を実施するということを決定し、平成29年10月にこのワーキンググループを立ち上げたところでございます。

さて、食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただけますよう、お願いいたします。

通常、私どもが考える科学は、精密なデータをもとに正確な解答、真理を求めていくものであります。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、レギュラトリーサイエンスの一部であると考えられております。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、完璧さにこだわらずに、解答を出すことが求められることがあることを御理解いただきたいと思います。

また、食品安全分野では、リスクアナリシスの考え方が導入されております。この考え方では、リスク評価とリスク管理の機能は明確に区分されるべきであるとされております。我が国においては、リスク評価機関である食品安全委員会は、リスク管理機関から組織的にも切り離されております。このことは独立性と中立性を確保する意味では、よい方向に作用しておりますが、リスク評価書を作成しただけでは国民の健康を守ることにはなりません。リスク評価は、その結果がリスク管理措置に反映されてこそのものであり、本ワーキンググループでもその観点を心にとめて審議を進めていただければと思います。

なお、食品安全委員会の専門調査会やワーキンググループの審議については、原則公開となっておりますが、本ワーキンググループについては、毎回の審議の内容に鑑み、基本的には非公開とさせていただくこととしております。

ただし、リスク評価書を作成する際は、なぜその評価結果に至ったのか議論の経緯を明記することが大切であるとも考えてございます。

本ワーキンググループの議論においても、エキスパートジャッジを用いることもあろうかと思いますが、その判断に至った根拠や不確実性について、評価書の中で明確にしていきたいと考えてございます。

実際に国際機関や諸外国のリスク評価においては、非公開でかんかんがくがくの議論を行い、評価結果の公表の際に議論の経緯を含めて示していることが多いかと思っております。

最後になりますが、食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられています。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであると考えてございます。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく、御尽力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○入江評価技術企画推進室長 ありがとうございます。

次に、本日配付しております資料の確認をいたします。お手元に議事次第、座席表、専門委員名簿のほか、机上配付資料として水色の冊子、食品安全委員会マニュアルを用意しております。

なお、議事次第に記載がございます資料 1－1、1－2、1－4 につきましては、食品安全委員会マニュアルに掲載されておりますので、委員の皆様方への紙媒体での配布は省略し、資料 1－3 とともに iPad のほうにも保存しております。

なお、各資料につきましては、会議終了後にホームページに掲載いたします。

配付資料等の不足等はございませんでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、議事を進めてまいります。

議事「（１）専門委員等紹介」です。

専門委員名簿も適宜御参照ください。

今回の選任対象で再任されましたのは、相原専門委員、赤松専門委員、樫山専門委員、安達専門委員、今井専門委員、海老澤専門委員、緒方専門委員、斎藤専門委員、手島専門委員、丸井専門委員、森山専門委員でございます。

新任の専門委員は、伊藤専門委員でございます。

私のほうから、本日御出席の先生方のお名前を五十音順に御紹介いたします。

赤松専門委員でございます。

樫山専門委員でございます。

安達専門委員でございます。

伊藤専門委員でございます。

海老澤専門委員でございます。

斎藤専門委員でございます。

手島専門委員でございます。

中村専門委員でございます。

丸井専門委員でございます。

森山専門委員でございます。

なお、相原専門委員、今井専門委員、緒方専門委員は本日御欠席です。

また、冒頭でも申し上げましたが、本日は専門参考人として、宇理須先生にお越しいただいております。

食品安全委員会からは、佐藤委員長を初め、本ワーキンググループの担当委員である川西委員、堀口委員が御出席です。

続いて事務局を御紹介します。

小川事務局長でございます。

小平事務局次長でございます。

中山評価第一課長でございます。

林課長補佐でございます。

磯村係長でございます。

大田技術参与でございます。

最後に、私、評価技術企画推進室長の入江でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事「（２）ワーキンググループの運営等について」でございます。

机上配付資料としてお配りしました水色の冊子、食品安全委員会マニュアルをお手元に御用意ください。ワーキンググループの運営につきまして、関係する規程等を御説明いたします。

まず、食品安全委員会マニュアルの46ページをごらんください。iPadでは資料1－1になります。時間が限られていることから、要点のみ簡潔に御説明いたします。

（ワーキンググループ）に関する規程は47ページの第6条でございます。「委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる」とされており、本規程によりワーキンググループは設置されています。

運営については、第6条第3項において、専門調査会に関する規程をワーキンググループに準用するものとされています。

具体的には、46ページの第2条の第2項から第5項、第3条から第5項の規程を準用することになっています。以降の御説明では、専門調査会という部分は、ワーキンググループと読みかえていただければと存じます。

46ページに戻っていただきまして、第2条に（専門調査会の設置等）について定められております。第3項「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」となっています。

第5項「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」となっております。

第3条は（議事録の作成）について定めております。

第4条は（専門調査会の会議）の規程でございます。「座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は専門調査会の会議を招集し、その議長となる」となっております。

第3項は「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」としております。この規程により、必要に応じ、専門参考人に御出席いただくことができるようになっております。

第5条は（専門委員の任期）を定めており、任期は2年となっております。

続きまして、食品安全委員会マニュアル51ページをごらんください。iPadでは資料1－

2になります。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

佐藤委員長の冒頭の挨拶にもございましたように、中立、公正な評価の観点から、場合によっては該当する専門委員に途中で調査審議から外れていただくことがございます。

51ページ中ほどに「2 委員会等における調査審議等への参加について」をごらんください。

(1)に「委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」となっております。

主なものとしては「①調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業または同業他社から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額が」が、52ページのほうにございますけれども、この（別表）に掲げるいずれかに該当する場合。

51ページに戻っていただきまして、「④特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合」。

次のページに行きまして「⑤リスク管理機関の審議会の長である場合」。

こういうものが該当いたします。

(2)ですが、委員等は、任命された日から起算して過去3年間に於いて、該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出するものとなっております。この規程に基づき専門委員の先生方から提出いただきました確認書を、資料1－3としてまとめております。

(4)でございます。提出があった日以後に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行わせていただいております。

次に、ちょっと飛びますが、食品安全委員会マニュアル309ページ「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの設置について」をごらんください。iPadでは資料1－4になります。

本ワーキンググループは、1の設置の趣旨に記載がありますとおり、アレルギーを含む食品に関する食品の表示等について、科学的な検証を行うため設置されました。

2にございますとおり、本ワーキンググループの所掌事務は、アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価についての事項の調査審議を行うこととされております。

「3 構成及び運営」ですが、これは先ほど御紹介しました「食品安全委員会専門調査会等運営規程」にのっとり規定されています。

(2)におきまして、ワーキンググループの座長は互選により選任することとされております、(4)にございますように、座長が座長代理を指名することとされております。

「食品安全委員会専門調査会等運営規程」や本規程にのっとり、この後議事3で座長の互選と座長代理の指名を行っていただきます。

主な点は以上でございます。

何か御質問ありますでしょうか。

それでは、御説明した内容について、御確認、御留意の上、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事「（３）座長の選出・座長代理の指名」に移ります。

先ほど御説明いたしましたとおり「食品安全委員会専門調査会等運営規程」第６条第３項において準用する第２条第３項及び「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの設置について」３（２）におきまして、ワーキンググループに座長を置き、当該ワーキンググループに属する専門委員の互選により選任するとされています。

どなたか御推薦ございませんでしょうか。

お願いします。

○中村専門委員 推薦をさせていただきます。

それぞれ委員の皆様方も専門性がございますけれども、本ワーキンググループに一番適した専門性をお持ちで、前ワーキンググループの座長もお務めいただきました、丸井英二先生が適任ではないかと思ひまして、推薦をさせていただきます。

○入江評価技術企画推進室長 ただいま中村専門委員から丸井専門委員を座長にという御推薦がありましたが、ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○亀山専門委員 私も、引き続き丸井先生にお願いしたいと考えておりまして、御推薦いたします。

○入江評価技術企画推進室長 ただいまお２人の専門委員から丸井専門委員を座長にという御推薦がありました。

いかがでしょうか。

賛同される方は拍手をいただければと思います。（拍手）

ありがとうございました。

御賛同いただきましたので、座長に丸井専門委員が選任されました。

ただいま座長の札を置かせていただきます。

それでは、座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○丸井座長 丸井でございます。

今まで２年間座長をさせていただきましたけれども、アレルギーについてもうしばらく議論が続く中、少しまとまるまで、取りまとめの作業をお手伝いさせていただくようにいたします。

どうぞ、御協力をお願いいたします。

○入江評価技術企画推進室長 ありがとうございました。

次に「食品安全委員会専門調査会等運営規程」第６条第３項において準用する第２条第５項及び「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの設置について」３（４）におきまして、座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する専門委員のう

ちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定されておりますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、丸井座長をお願いいたします。

○丸井座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局のほうから御説明がありましたように、座長代理が必要ということですので、私のほうから指名させていただくことにいたします。

今回の委員の中から、斎藤専門委員に座長代理をお願いしたいと思いますが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(首肯する委員あり)

○丸井座長 斎藤先生、よろしいですか。引き受けていただけますか。

○斎藤専門委員 はい。御指名を受けて務めさせていただきます。

○丸井座長 では、一言御挨拶いただけますか。

○斎藤専門委員 国立成育医療研究センターの斎藤でございます。

以前、日本アレルギー学会の理事長を務めさせていただいたことがありますので、この会議に入れさせていただいたということで承知しております。

私自身は小児科医でございまして、アレルギーを専門として、どちらかというと主に研究のほうで専門でございます。

座長代理ということで、事故とかないたと思うのですが、万が一の場合は務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丸井座長 どうもありがとうございます。

私も何かないことを願っておりますが、いつ何があるか、この世界はわかりませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題ということで、議事「(4) その他」がございますけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○入江評価技術企画推進室長 引き続き、ここ中会議室にて、第7回「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」を開催いたします。

ここからは非公開となりますので、傍聴者の方は御退室ください。

(傍聴者退室)

○丸井座長 それでは、これで第6回のワーキンググループはひとまず閉会にいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。